

地域自治区の期間延長に係る基本方針

1. 地域自治区について

地域自治区とは、市が目指すべき地方分権型社会における、住民との連携・協働の関係構築と地域内分権の推進を踏まえた制度の一つとなります。

本市における地域自治区（厚田区、浜益区）については、「市町村の合併の特例に関する法律」第5条の5第1項の規定に基づき設置しています。

地域自治区の設置期間については、「石狩市、厚田郡厚田村及び浜益郡浜益村の配置分合に伴う地域自治区及び地域自治区の区長の設置に関する協議書」（以下、協議書）第3条で合併の日から平成33年3月31日（平成32年度）までの15年間と定められています。

また、地域自治区では、地方自治法第202条の5の規定に基づき、地域協議会の設置が必要となります。

この地域協議会の権限としては、地方自治法第202条の7の規定に基づき、市の施策に関する重要事項であって、地域自治区の区域に係わるものについて、意見を述べることができることと定められています。

本市においては、地域協議会に意見を聞かなければならない重要事項は、協議書第8条により、審議事項として「新市建設計画に関する事項」「過疎地域自立促進市町村計画に関する事項」「地域振興のための基金の活用に関する事項」の3つとなります。

2. 地域自治区設置期間の延長について

本市では、これまで厚田区・浜益区の住民との協働関係及び住民自治の推進を図ってきましたが、今後も同様に推進する必要があることから、地域自治区の設置期間を今回の新市建設計画の期間延長と同様に、令和7年度まで延長を行います。